

想定されるバス事業に係る行政関与の方策について

1. 5年間サイクルでのサービス基準の設定について
 - (1) 以下のような調査・検討を市とバス事業者共同で5年程度のサイクルで行い、新たに設定するサービス基準に基づき、再編実施計画（または相当する計画）を策定することを基本合意書に盛り込むことを検討中。
 - ①調査・検討の内容について
 - ・利用状況についてICデータを基に分析し環境変化も加味しながら、サービス基準（バス運行回数や系統等の見直し及びデマンド転換路線等）の検討を行う。
 - ・バス事業者の経営収支の見通し等、バス事業についての動向調査を行う。
 - ②5年サイクルについて
 - ・平成29年度に調査・検討⇒30年度末までに31年度～35年度の再編実施計画の策定を行う。

今回は平成28年度に調査・検討を行っているため、29年度は28年度の決算分を反映し若干の修正を行うことを予定している。
 - ・平成34年度に調査・検討⇒35年度末までに36年度～40年度の再編実施計画（相当する計画）の策定を行う。
 - ・平成39年度に調査、検討⇒40年度末までに41年度～45年度の再編実施計画（相当する計画）の策定を行う。
 - (2) 5年間の中で、特別の事情（燃油費の高騰等、収支に大きな影響が及ぶ社会情勢等）がおこった場合は、再編実施計画の変更や市の支援の必要性等について改めて協議を行うことも想定する。
2. 議会への報告・利用者説明会について
 - (1) 再編実施計画等に関することについて、適宜、議会へ報告すると共に、5年毎のバスのサービス基準については市とバス事業者で利用者説明会等を開催する。
 - (2) 移譲後のバス事業の経営状況の情報共有のためにも、毎年、バス事業としての決算状況を議会に報告する。以上について、基本合意書や別途、協定に盛り込むことを検討中。
3. 交通局資産の貸与について

西肥自動車のバス事業に必須となる交通局資産の貸与をする際、市の条件の提示を行い、西肥自動車がそれを遵守することで、一定、行政関与（指導）が可能となる。

例）・各営業所、車庫、車両転回場等については、1で設定されたサービス基準を順守することを条件に貸与する。 等々

4. 三者で支える公共交通づくりへのバス事業者の積極的な関与

上記2における住民説明会の他、利用者サービスのモニタリングのしくみづくりや方策について、市とバス事業者と共同して行うことを基本合意書や別途、協定に盛り込むことを検討中。